



令和5年度 教育委員会 第22回定例会 議案

1 日 時 令和6年3月6日(水) 午前10時00分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

<非>第44号議案 令和5年度永年勤続者表彰被表彰者の決定 …非

<非>第45号議案 令和6年度管理職員(校長及び教育部管理職)人事異動 …非

(3) 報告事項

(4) 閉 会

静岡県教育委員会

第22回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	静岡県の子児教育への理解促進リーフレット	P1
配付 報告 1	監査結果に関する措置状況報告	P4

静岡県の乳幼児教育への理解促進リーフレット

(義務教育課 幼児教育推進室)

1 目的

乳幼児期の教育は、遊びを通して人格形成の基礎となる力や小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う。しかし、乳幼児期の「遊びを通じた学び」の教育的意義や効果が未だ社会に十分認識されていない。そこで、標記リーフレットを作成し、広く県民に周知し、乳幼児教育への理解を図る。

2 作成経過

静岡県就学前教育推進協議会において、令和4年度から2年間の協議を経て作成

年度	協議内容
令和4年	県内の保育者の資質・能力の向上について協議し、経験の浅い保育者及び支援員を対象に「乳幼児期の遊びを通じた学びの特性について」理解を図る資料を作成する必要を確認
令和5年	乳幼児教育の重要性について、保育者だけでなく県民に広く理解を図ることが重要であるとの議論から、対象を県民まで広げ、乳幼児教育について理解を図るリーフレットを作成することを確認し、内容を協議し作成
令和6年～	周知及び活用

3 内容

(1) 仕様

- ・ A3サイズ裏表、二つ折り（補足資料を二次元コードで添付）

(2) 内容

- ・ 人格形成の基礎となる力を培う乳幼児教育について
- ・ 発達段階に合わせた「遊びの中にある学び」について
- ・ 適切な大人の関わりについて
- ・ 乳幼児教育と小学校以降の学びのつながりについて 等

4 周知及び活用方法

(1) 周知方法

- ・ 静岡県就学前教育情報サイト「わっ！」にPDF形式でアップロード
- ・ 市町幼児教育主管課・学校教育主管課・社会教育主管課、静岡県校長会、私立幼稚園振興協会、保育連合会、県内保育者養成大学等にPDF形式で配布、関係機関等に周知
- ・ 令和6年度静岡県幼児教育センター主催の研修会等の参加者に配布等

(2) 活用方法

- ・ 保育者に向け、各団体の研修会等でリーフレットを基に演習、協議
- ・ 保護者に向け、園等の保護者会等でリーフレットを基に子育ての振り返りや情報共有
- ・ 中学校、高等学校、保育者養成大学等の学生に向け、授業で乳幼児教育の意義を周知

乳幼児期の教育・保育は 生きる力の根（子どもが豊かで幸せに生きるための力） を育てています

乳幼児期の子どもは、遊びを通して、人との心のつながりや体の感覚など、豊かで幸せに生きるための力をつけていきます。子どもが、心身ともに健やかに成長できるよう、社会全体で子どもを支え育てていきましょう。

人との絆が芽生える 乳児の頃

大人との安心できる環境の中で、物に触れ、音、形、色、手触りなどに気付き感覚を豊かにしていきます。



大人は、愛情豊かに触れ合い、安心できる雰囲気をつくりましょう。

思いが生まれる 1、2歳児の頃

自分の思いを表すようになり、大人とのやりとりの中で人との関わりを身に付けていきます。



大人は、子どもの思いを丁寧に汲み取り、温かく見守りましょう。

自分でやりたい 3歳児の頃

「やってみたい!」「やったらできた!」を繰り返す、興味や関心が育っていきます。



大人は、子どもの興味や関心を引き出す環境を作り、一緒に楽しんで思いに共感しましょう。

思いを伝え合う 4歳児の頃

自分の思いを言葉で伝えたり、友達の気持ちに気付いたりしていきます。



大人は、子どもが自分や相手の思いに気付くように、言葉にして子どもに返してあげましょう。

仲間とつながる 5歳児の頃

友達と思いを伝え合い、協同し試行錯誤しながら、達成感や充実感を味わっていきます。



大人は、相手のよさや一緒に活動することの大切さに気付くような言葉かけや姿勢を示しましょう。

小学校入学以降

小学校では、教科等を通じた体系的・系統的な学びが始まります。乳幼児期の遊びを通して身に付けた力を生かして、学びの実感を積み重ねていきます。

大人は、「もっとやってみたい」「なぜだろう」など、学習の過程で子どもの手応えを認め、支えていきましょう。

他者意識・協同性の芽生え

言葉・自我の芽生え

遊びを通して育まれる力を見よう



信頼関係・愛着の形成



※ このリーフレットには、年齢ごとに育ちを記していますが、子どもの育ちは一人一人違います。その子の育ちのスピードに合わせて、大人は適切な関わりをすることが大切です。

遊びを通して 育まれる力

子どもは遊びを通してどんな力を育んでいるの？

子どもは夢中になって遊ぶ中で、人やものに関わりや言葉を豊かにしたり、自然の美しさや不思議に気付いたりしていきます。

- 楽しむ
- 感じる
- 表現する
- 工夫する
- 人と関わる
- 気付く
- 見つける
- 考える
- 比べる
- 試す
- 伝え合う



乳幼児期に遊びを通して育った力は、小学校にどのようにつながっていくの？

乳幼児期に体験を通して育まれた感覚や思考力、協同性等は、小学校以降の学習の土台となります。

- 課題を見つける
- 筋道を立て考える
- 人と共に考える
- 粘り強く取り組む



乳幼児期から高校まで、育みたい力（資質・能力）は一貫しています。育みたい力が育っている姿を、5歳児後半の具体的な姿で示したものに「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」があります。

[育みたい力\(資質・能力\)をもっと詳しく→](#)



大人は 子どもの 伴走者

子どもの力を育てるために大人ができる事ってどんなこと？

大人は、子どもの伴走者として、子どもを理解し、子どもの気持ちに寄り添い、共感することが大切です。子どもは、信頼できる大人に見守られ、安心して過ごす中で、力をぐんぐん伸ばしていきます。



[「乳幼児期の子どもの育ちと大人の関わり」をもっと詳しく→](#)



県民向け
乳幼児期の教育・保育
理解促進リーフレット

子どもの 生きる力の根を育てよう



静岡県教育委員会・静岡県就学前教育推進協議会

リーフレットの活用について



監査結果に関する措置状況報告

(財務課)

1 概要

令和 5 年度第 2 回監査結果は以下のとおりで、指摘等事項についての改善措置状況を監査委員に報告した。

項目	監査結果	対象期間	監査方法	対象	結果内容
令和 5 年度 第 2 回	R5. 9. 29	R5. 7. 19 ～ R5. 8. 29	定期監査	36 所属	注意 1 件 意見 5 件

2 監査結果の区分

(1) 指 摘

次に掲げる事項に該当し、その程度が著しいもの及びその他指摘すべき重大な事項

- ア 法令・条例・規則に違反している事項
- イ 収入確保に適切な措置を要する事項
- ウ 予算を目的外に支出している事項
- エ 損害が生じている事項
- オ 経済性・効率性・有効性が低いと認められる事項
- カ 既に注意したもので是正又は改善がされていない事項

(2) 注 意

指摘に掲げる事項に該当し、その程度が軽微なもの、既に指導したもので是正されていない事項及びその他特に注意すべき事項

(3) 意 見

組織及び運営の合理化や事務・事業の適正化など多様な観点から必要があると認める事項

3 指摘等一覧

(1) 令和 5 年度第 2 回 監査結果

ア 定期監査

<注意：1 件>

対 象 機 関	件 名	詳細
特別支援教育課	県立特別支援学校教諭の不適切な任用	1

<意見：5件>

対 象 機 関	件 名	詳細
教育総務課	障害者雇用の推進	2
教育総務課	不祥事根絶に向けた取組	3
高校教育課	公私連携による高等学校教育の充実と県立高等学校の魅力向上	4
健康体育課	運動部活動の効率的・効果的な実施	5
健康体育課	夜間課程を置く高等学校における夜間給食業務に係る実態に合わせた見直し	6

(別紙1：「指摘又は注意」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局特別支援教育課	令和5年9月29日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 県立特別支援学校教諭の不適切な任用 3 内 容 教育委員会事務局特別支援教育課は、県立特別支援学校で臨時的任用職員を任用する際、教諭の教員免許状が失効していることを確認せずに任用したため、令和4年10月17日から令和5年8月8日までの任用は無効であった。	
【措置の内容】 今回任用した臨時的任用職員の教員免許状は、令和4年7月1日の教員免許更新制度廃止後も失効状態でしたが、課内において教員免許更新制度廃止後は生涯有効であるとの思い込みがあったため、有効性について十分な確認をせずに任用手続きを進めてしまいました。事案発生の原因としては、組織として制度変更に伴う対応について十分な共通理解ができていなかったことが挙げられます。 事実が確認された後、課内において教員免許更新廃止後の任用手続きを見直すとともに、各校へ教員免許更新制度廃止後に任用された全ての臨時的任用職員及び会計年度任用職員（教員免許状を要する職に限る。任用満了者を含む。）の免許状調査を実施し、全ての教員免許状の有効性を確認しました。 今後は、課内において任用手続き時に複数人で教員免許状、更新講習修了確認証明書及び履歴書を参照し、教員免許状の有効性を確実に確認するとともに、各校においても教員免許状の有効性を確認する旨の周知を定期的実施することで再発防止に努めていきます。	

【同様事案発生の有無】 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無

(別紙2：「意見」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局教育総務課	令和5年9月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 障害者雇用の推進</p> <p>3 内 容 教育委員会では、平成30年度以降、障害者法定雇用率を下回っている状況が続いているため、令和6年度までに法定雇用率を達成するロードマップを3年度に作成し、新たな職を創出するなど障害者の積極的な雇用に努めています。</p> <p>法定雇用率達成に向けた取組が進んでいるかに着目して監査したところ、令和4年6月2日以降の1年間に新たに実人員で26人の障害者を雇用していますが、6年度までに法定雇用率を達成するためには、さらなる障害者雇用が必要な状況です。</p> <p>全国の法定雇用率を上回っている都道府県は26県（令和4年6月1日現在）で、前年度から3県増え、過半数を超える状況となっています。地方公共団体として法令遵守は当然であり、自ら率先して障害者を雇用することが地方公共団体の責務でありますので、令和6年度までに法定雇用率を達成するよう、上記雇用計画の推進に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(1) 課題等の確認状況</p> <p>県教育委員会では、教職員の約9割を教員が占めており、教員の障害者雇用の拡大が必要です。しかし、教員免許状を持つ障害者が少なく、障害者雇用が困難な状況にあることから、令和5年6月1日時点の障害者雇用率は、法定雇用率を下回る状況が続いています。</p> <p>法定雇用率の早期達成に向けて、障害のある教職員の職務の選定や創出を一層進めるとともに、障害のある教職員を含む全ての教職員にとって働きやすい職場環境を整えることが必要であると考えます。</p> <p>(2) 改善措置</p> <p>令和2年4月より、全ての事業所に障害者職業生活相談員を選任し、障害のある教職員に対応できる体制を整備しています。また、令和4年7月には、障害のある教職員が活躍できる働きやすい環境となるよう障害者活躍推進計画に沿った行動マニュアルを作成し、全ての教職員に周知しました。</p> <p>職務の選定・創出の取組として、令和3年4月より、知的特別支援学校に、特別支援学校卒業生等を対象とした非常勤の実習支援員の職を設置し、令和4年4月より、特別支援学校の事務室において事務補助を行う非常勤嘱託員の職を設置しました。さらに、新たな取組として、令和5年4月に補助的・定型的な事務補助業務を行う集約型オフィス（ワークステーション）を本庁内及び各教育事務所に設置し、運営しています。</p> <p>採用に関する取組として、令和5年7月の教員採用選考試験において「障害者特別選考」を</p>	

実施しました。

(3) 今後の取組

障害のある教職員にとって働きやすい職場環境の実現に向け、障害のある教職員を対象にした職場等の満足度調査を実施します。

令和6年度に向けて、ロードマップの着実な進捗とともに、法定雇用率を上回っている他県の事例を参考に、引き続き新たな職務を選定・創出し、障害のある教職員に対応できる体制を整備することにより、法定雇用率の早期達成を目指します。

(別紙2：「意見」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局教育総務課	令和5年9月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 不祥事根絶に向けた取組</p> <p>3 内 容 教育委員会全体で不祥事根絶に向けた取組を進めている中、最重要課題として対策に取り組んでいる児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為は、令和4年度は懲戒処分が4件発生し、3年度の2件を上回っている状況です。</p> <p>最重要課題として対策に取り組んでいる中で発生件数が増えている現状をどう捉えているかに着目して監査したところ、4件のうちメールやSNSのやりとりを経て事件となった2件の加害教職員は、SNSでの個人的なやりとりが禁止されているのを承知の上で「これくらいなら問題ないだろう」という自己中心型な考え方であり、わいせつ教員対策法の理解も不十分であったことを確認しました。このような加害教職員の発言をまとめると、不祥事を引き起こすきっかけや発言の傾向は6つに類型化されるため、教育委員会では、令和4年度から不祥事防止研修に6つの原因別分類という新たな視点を取り入れた振り返りやグループワークなどを始めています。</p> <p>これまでも教育委員会では多くの関係者と連携し、いろいろな手段を使って多くの不祥事根絶対策を行なっていますが、ごく一部の不祥事を起こす教職員にはそれらの対策の効果が出ていない現状があります。そのため、現場である学校内での管理職の取組が重要であると思われます。積極的な声掛けなどによる風通しの良い職場づくりや、児童生徒と2人きりになる状況の防止など不祥事を未然に防ぎ予兆を把握できる職場づくりを行うなど、それぞれの学校で工夫した取組に努めてください。</p> <p>子どもを持つ親にとって、有徳の人を育成する教育機関において児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為が1件でも発生すれば、不安を感じ教育機関への不信につながります。児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の不祥事根絶に向けて教育委員会一丸となって取り組んでください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>児童生徒に対するわいせつ・セクハラ行為を防止するため、私的なやり取りの禁止、面談時の単独対応禁止、自家用車への同乗禁止など、生徒指導に係る共通ルールを令和2年4月に示しています。その上で、学校ごとに具体的にルールを定め、教職員、児童生徒、保護者の共通の認識とするよう、令和2年4月、令和3年4月、令和4年4月及び令和5年4月の4回にわたり通知し、そのルールを不祥事根絶取組データベースにアップロードするようにしています。</p> <p>不祥事案の根絶に向け、各学校におけるルールの明文化を徹底するとともに、毎年度実施する内部監察において、策定状況、ルール違反の有無や、その違反行為に対する管理職の対応状況などを確認し、必要な指導を行っています。</p>	

また、令和4年度から不祥事防止研修に6つの原因別分類という新たな視点を取り入れた振り返りやグループワークなどを始めており、令和5年度も12月から1月までのコンプライアンス取組強化期間にこうした取組を行っていくこととしています。

(別紙2：「意見」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局高校教育課	令和5年9月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 公私連携による高等学校教育の充実と県立高等学校の魅力向上</p> <p>3 内 容 静岡県内の全日制高等学校（以下「高校」）入学者は、平成28年度32,896人、令和5年度29,662人と7年間で3,234人減少しています。このうち公立高校は、21,940人から18,269人と3,671人減少しているのに対し、私立高校は、10,956人から11,393人と437人増加しています。公立高校では、生徒減少により学校の維持が困難になり、小規模校化や統合などの検討対象となっている学校も発生しています。</p> <p>高校進学者募集時における公私連携の状況に着目して監査したところ、公立高等学校協議会において、平成15年度から「私立高校は特に募集人員の制限を設けず、公立高校は、当面、高校進学者の概ね3分の2（66.7%）程度を上限とする」という合意に基づき募集定員を決定しており、公立学校の定員は、平成28年度21,890人（64.7%）から令和5年度18,930人（61.3%）と上限比率（66.7%）からの乖離が大きくなっているのに対し、私立学校の定員は11,951人から11,944人とほぼ変わっていません。公私立高等学校協議会では、合意に基づいているため、上限比率からの乖離についての協議を行っていません。</p> <p>合意から20年が経過しており、少子化の傾向は今後も続く中で、県内の高校進学者が学びたい学校で学び続けられるようにするには、このまま公立高校を減らしていく方向で良いのか、公立、私立を含めた静岡県全体の高校教育について、総合教育会議の場を活用するなど協議の実施を検討してください。</p> <p>また、公私が連携して協議する場を活かして、例えば、医師不足という本県特有の課題に対して医学部進学者を増やす方策を共に考えるなど、公私連携して高校教育の充実を図る取組の実施についても検討してください。</p> <p>なお、県内の高校進学者に選ばれる県立高校になるように、「オンリーワン・ハイスクール事業」の成果を活かし県立高校間で共有するなど、各々の県立高校の魅力を一時的視点で高めるような取組に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成15年度に定めた合意に基づき公立高等学校の募集定員を決定していますが、令和5年度には61.3%と公立高校の受入割合が大きく減少しており、静岡県における公教育の提供の在り方について、公私が連携して協議する必要があります。</p> <p>公私の生徒募集に関する協議は、「静岡県公私立高等学校協議会」要綱第1に設置目的として明記されている事項であるため、今回の監査における「意見」について情報共有を行い、「意</p>	

見」の趣旨を踏まえた議論を継続的に実施していくことを確認しました（令和5年10月20日の令和5年度静岡県公立高等学校協議会）。公私連携による高校教育の充実を図る取組についても、平成21年度以降、継続的に協議しており、引き続き、「意見」の趣旨を踏まえた協議を行います。

今後も公私連携に係る協議の場である「静岡県公立高等学校協議会」を活用し、静岡県における公教育の提供の在り方について協議を進めてまいります。

(別紙2：「意見」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局健康体育課	令和5年9月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 運動部活動の効率的・効果的な実施</p> <p>3 内 容 教育委員会では、運動部活動の活性化を図るとともに、その顧問教職員の負担軽減を図るため、各種の取組を進めています。</p> <p>その中で、公益財団法人静岡県スポーツ協会に委託し、スポーツ指導者を紹介する「しずおかスポーツ人材バンク管理運営業務委託」（以下「人材バンク運営」）と、部活動指導員の活用によって教職員の多忙化の解消を図ろうとする市町にその経費を補助する「市町立中学校部活動指導員配置事業費補助金」（以下「中学校指導員配置」）の2つの事業が効果を上げているかに着目して監査したところ、「人材バンク運営」では、マッチング数は令和4年度は40件と3年度（33件）から7件増え、外部指導者の紹介要望に応えるとともに、登録者に対する研修を実施し質の担保を図っていることを確認しました。また、「中学校指導員配置」では、令和4年度は12市町に対し64人の部活動指導員の配置を補助しており、3年度（11市町、52人）から1市町12人増えていることを確認しました。</p> <p>しかし、「人材バンク運営」については、成果目標を新規登録者数135人に設定していますが、令和4年度44人と2、3年度に続き目標を達成できていません。これは、登録者の増加に伴い新規登録者数が減少していく実態があるにもかかわらず、事業開始直後3年間の新規登録者数の平均値を目標に設定しているためです。また、「中学校指導員配置」については、活用市町数が微増に留まっており、その要因として、予算上の問題のほか、人材確保が困難な点が挙げられており、4年度と同じ原因認識です。</p> <p>「人材バンク運営」については、委託事業でありますので、委託業務の内容を見直し、その業務に応じた目標値の設定を検討してください。また、「中学校指導員配置」については、市町との情報交換を密にし、障壁となる原因を低減し、人材確保が可能になる方策を検討してください。2つの事業がより多くの学校で活用されるよう、効果的な取組に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>「しずおかスポーツ人材バンク管理運営業務委託」について、成果目標である新規登録者数の達成に向け、これまで退職教職員や、委託先である公益財団法人静岡県スポーツ協会を通じて各市町スポーツ協会・競技団体等への働きかけを行うことにより、登録者数は増加を続けてきました。一方、成果目標である新規登録者数は、事業開始直後を基準として設定していることから、現状としては目標値に大きく届かない状況が続いています。</p> <p>今回いただいた御意見を踏まえ、今後は人材バンク登録者が指導者として活躍することを推進</p>	

するため、よりマッチング業務に注力することとし、業務に応じた目標値の設定を検討します。

また、業務の内容について改めて見直しを図ったうえで委託を行うとともに、指導者を希望する学校のニーズに対応ができるよう、努めてまいります。

「静岡県中学校部活動指導員配置事業費補助金」については、市町における「部活動指導員対象の研修会の実施」を補助要件としていましたが、令和5年度から「県教育委員会主催研修会への参加」も可能と研修の扱いを拡大したところ、9月に教育委員会が行った研修会では、6市町から34人の参加が見られました。今後も、県教育委員会主催による研修会の活用を呼びかけることにより、市町が活用しやすい補助金となるよう努めてまいります。

(別紙2：「意見」用)

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
教育委員会事務局健康体育課	令和5年9月29日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 夜間課程を置く高等学校における夜間給食業務に係る実態に合わせた見直し</p> <p>3 内 容 夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）の規定に基づき、夜間において授業を行う課程（以下「夜間課程」という。）を置く高等学校の設置者は、当該高等学校において夜間学校給食が実施されるように努めなければならないとされていることから、静岡県においては、夜間課程を置く県立高等学校20校のうち、令和4年度末時点で14校において夜間学校給食が実施されています（令和4年度の経費総額は29,850千円余）。</p> <p>夜間学校給食は、働きながら高等学校の夜間課程において学ぶ青年の身体の健全な発達に資することなどに重点を置いて実施されてきたところですが、近年は、夜間学校給食が実施されている県立高等学校においては、在籍生徒数や有職生徒数が減っており、また、コンビニエンスストアの普及等により、夜間学校給食の喫食率の低さが課題となっている状況です。このような状況に加えて、物価高騰等により、夜間学校給食に要する費用は今後も上がっていくことが想定されます。また、直近にも受託業者が業務提供を急遽中止するなどしており、受託業者の確保も課題となっています。</p> <p>このような中、現在の実施方法を継続していくことが困難な学校があると考えられます。令和4年8月に健康体育課において各校の実態調査を実施していますが、完全給食と補食給食等の実施方法や全員喫食と希望喫食等の申込みルールに関して、経済性を考慮した上で、様々な観点から実態に即した適切な見直しができるよう、各学校等と連携して検討してください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>夜間課程を置く高等学校における学校給食については、夜間定時制高等学校の役割や生徒の食を取り巻く環境が大きく変容し、生徒の就労状況、生活リズム、食へのニーズなど環境の変化に必ずしも適合しなくなっているものの、勤労状況や家庭事情等により栄養摂取の機会とする生徒もいることから、学校給食の廃止を前提とした検討ではなく、様々な観点から検討していきます。</p> <p>具体的には、学校実態調査の結果を更に分析し、学校が抱える課題や夜間学校給食が果たす役割等を整理し、実態に即した適切な運営となるよう学校等と協議していきます。</p>	